

# 令和7年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託 募集要領

(制定) 令和7年1月29日付6都環公地温第5432号

## 1 件名

令和7年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託

## 2 目的

東京都（以下「都」という。）は、2030年までに都内におけるCO<sub>2</sub>排出量を半減し、その先2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指している。

都内におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減に直結する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の普及状況（再エネ電力利用割合）は、2022年度末時点では22.0%に留まり、都は、再エネ導入量の拡大に向け、太陽光パネルの設置義務化を含む条例改正を行うなど、取組の強化を図っている。

都はさらに、「2030年における再エネ電力利用割合50%達成」に向けた再エネ技術の社会実装を加速させるため、都内において先駆的に次世代再生可能エネルギー技術の検証を行おうとする者（以下「助成対象事業者」という。）に対して、実証に係る必要な経費の一部を助成する、「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」（以下「当該事業」という。）を令和6年度から実施している。

本業務委託は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）にて実施している助成金業務の受付、審査等一部の業務に関して、専門的な知識を有し業務経験豊かな事業者へ委託することで、受付件数の多寡に応じた効率的な執行体制の確保と、良質な助成サービスを継続して提供していくことを目的とする。

## 3 契約期間

契約確定日から令和8年3月31日まで

## 4 委託内容

別添「仕様書」のとおり

## 5 契約上限額

100,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 事業者選定までのスケジュール

実施項目	実施時期・期間
① 応募申出の受付	令和7年2月3日（月）から 令和7年2月12日（水）正午まで
② 質問事項の受付	令和7年2月3日（月）から 令和7年2月17日（月）正午まで
③ 質問事項の回答	令和7年2月25日（火）午後5時まで
④ 企画提案書等の提出	令和7年2月13日（木）から

	令和7年3月4日（火）正午まで
⑤ 企画審査会の開催	令和7年3月12日（水）予定
⑥ 審査結果の通知	企画審査会開催日の2営業日後

（1）応募申出の受付

ア 申出期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月12日（水）正午まで

イ 申出方法

様式1「応募申出書」に必要事項を記入し、「12 問合せ先」に記載したメールアドレスに提出すること。

また、送付後は「12 問合せ先」に記載した電話番号に連絡の上、受信確認を行うこと。

（2）質問事項の受付

募集要領、仕様書の内容等について質問を受け付ける。

ア 質問期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月17日（月）正午まで

イ 質問方法

様式2「質問票」に質問事項を記入し、「12 問合せ先」に記載したメールアドレスに提出すること。

また、送付後は「12 問合せ先」に記載した電話番号に連絡の上、受信確認を行うこと。

なお、電話での質問等、上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

ウ 回答日

令和7年2月25日（火）午後5時までに、原則として応募者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

※質問がなかった場合には回答は行わない。

（3）応募の辞退

ア 辞退期限

令和7年2月26日（水）正午まで

イ 辞退方法

様式3「辞退届」に必要事項を記入し、「12 問合せ先」に記載したメールアドレスに提出すること。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和7年2月13日（木）から令和7年3月4日（火）正午必着

イ 提出書類

（ア）企画提案書等届出書（様式4）・・・・・A4縦1枚

（イ）会社概要書（様式5）・・・・・A4縦1枚

（ウ）業務実績（様式6）・・・・・A4縦2枚まで

（エ）企画提案書・・・・A4版25枚以内（両面カラー刷り）

別紙「企画提案書作成要領」を参考に作成すること。

（オ）企画提案書（要約版）・・・・・A3版1枚（両面カラー刷り）

（カ）実施体制と配置予定担当者の経歴（様式7）・・・・・A4縦1枚

（キ）応募事業者の会計決算書（貸借対照表、損益計算書）

対象年度は令和4年度及び令和5年度の2年間とする。

(ク) 経費内訳書（様式任意）

- ① 経費内訳書の宛名は、「公益財団法人 東京都環境公社 理事長」とする。
- ② 経費内訳書の作成に当たっては、「5 契約上限額」に記載した額の範囲内で積算すること。
- ③ 内訳書に出精値引きを記載しないこと。

ウ 提出方法

提出書類を7部（社名入り1部・社名無し6部）印刷し、「12 問合せ先」に記載した担当宛てに郵送又は持参にて提出するとともに、「12 問合せ先」に記載したメールアドレスに同様の内容を送付すること。

※FAXによる提出、電子メールのみでの提出は受け付けない。

※社名無しの提出書類については、社名、ロゴマーク、コーポレートカラー、背景色等の参加団体名並びに参加団体を特定及び類推できる事項を一切記載しないこと。違反があった場合は、失格となる場合がある。

エ 注意事項

- （ア）企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て提示額に含めるものとする。
- （イ）提出された企画提案書は返却しない。
- （ウ）申請受理の返信はない。

## 7 企画審査会の開催・審査方法

(1) 開催日程

令和7年3月12日（水）予定

(2) 開催場所

公社が指定する場所にて実施予定

※審査会は対面実施だが、審査員はオンライン(ZOOM)参加の場合もある。

(3) 審査時間

30分（説明15分、質疑応答15分）

(4) 説明方法

ア 事前に提出した書類を用いてプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。事前に提出した書類以外を用いてはならない。

イ 必要に応じて、会場内に設置されたモニターを使用してもよいものとする。

なお、モニターを使用する際は、公社からの審査会開催連絡時にその旨を申し出ること。当日は各自でパソコンを持参し、公社が準備したHDMIケーブルで接続の上投影すること。投影する資料は、事前提出書類の基データを用いることとし、追記、修正及び追加の資料等は認めない。

ウ 審査会当日は、審査員に対して事前提出書類が配布されているため、追加の資料を配布することは禁止する。

エ 審査は、参加団体及び参加団体を特定できる事項の記載のない企画提案書を基に実施する。

(5) 選定方法

企画提案書等の提出書類及び審査会での内容に基づき審査を行い、公社が想定する基準を満たし、総合点の最も高い提案をした団体を選定する。ただし、選定に当たっては、公社が定めた仕様書の内容を満たしていることを条件とする。

(6) 注意事項

ア 出席者は各社5名以内に限る。

- イ 企画審査会の詳細（集合時間、集合場所等）は別途連絡する。
- ウ 指定された時刻の 5 分前には、集合場所に待機すること。開始予定時刻に遅刻した場合は、辞退とみなす場合がある。
- エ プレゼンテーションは、所定の時間を厳守すること。時間を超過した場合、説明の途中であっても打ち切る場合がある。

## 8 審査基準

別添「落札者決定基準」のとおり

## 9 審査結果通知

審査会に参加した全ての応募者に対し、審査会終了後、速やかに通知する。

## 10 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途公社との間で委託契約を締結するものとする。

なお、本契約は、公益財団法人東京都環境公社の令和 7 年度予算が令和 7 年 3 月 31 日までに成立した場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

## 11 その他

- (1) 企画提案応募及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作物(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号))は公社に帰属するものとする。なお、企画提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は採用された応募者の責任において行うものとする。
- (3) 本案件は、企画提案書に加えて経費内訳書の提出を求めている案件であるため、委託契約の締結手続きに伴う見積書は、企画提案書とともに提出された経費内訳書に記載された金額以下とすること。
- (4) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取り消し期間中の事業者からの応募は受け付けない。
- (5) 審査経過等に関する問い合わせに応じないとともに審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 12 問合せ先

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 N S ビル 17 階

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

温暖化対策推進課 建物脱炭素化支援チーム

電話：03-6258-5313

メールアドレス：cnt-jisedai-suisin@tokyokankyo.jp

## 企画提案書作成要領

### 1 企画提案書の様式

- (1) 企画提案書はA4版25枚以内（両面カラー刷り）、左上1か所閉じで作成すること。
- (2) 企画提案書（要約版）はA3版1枚（両面カラー刷り）で作成すること。
- (3) 企画提案書の様式は任意である。

### 2 企画提案書の内容

別添「評価項目、評価の観点及び配点」及び以下の観点を参考に提案を行うこと。

#### (1) 企画案

提出する企画案は、採択された場合に実現可能な提案内容とすること。

- ・当該事業終了時までに実施すべき事項の企画提案
- ・広く募集をかけるための広報戦略の提案
- ・予算額を有効に活用するための事業者選定方法の提案
- ・当該事業の技術審査を実施する上で想定している審査メンバーの提案
- ・当該事業の効果検証を実施する上での効果測定方法、KPIの設定等の提案
- ・当該事業の進捗管理方法の提案
- ・想定される助成対象事業者及び次世代再エネ技術の提案
- ・次世代再エネ技術の早期社会実装に向けた普及方法の提案

#### (2) 実施体制等

- ・助成対象事業者の公募から当該事業終了時までのスケジュールの計画
- ・事業実施を可能とする経営規模の提示（資本金、自己資本比率、業績等）
- ・事業実施を可能とする体制の提示（人員配置、役割分担、業務プロセス等）
- ・類似業務を受託したことがある際は、その内容及び実績

#### (3) 上記のほか、本事業の目的を達成するために独自の企画提案があれば記載すること。